

令和 8 年 7 月 2 3 日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐 神 昌 子
(公印省略)

令和 8 年度データ連携を活用した観光情報の発信事業企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしましたので、下記のとおり企画提案を募集します。

記

- 1 事業名 令和 8 年度データ連携を活用した観光情報の発信事業
- 2 事業目的 AI 検索への対応と観光情報の発信強化や継続的な更新を通じて、国内外からの誘客促進を図る
- 3 委託期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 9 日（火）
- 4 事業費（上限） 5, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 事業説明会について

事業内容に関する質問を 7 月 28 日（火）15 時までメールにて受付します。参加表明事業者に共通した、企画提案に必要な質問及び回答は当機構で取り纏め、全ての参加表明事業者へ一斉メールにてお知らせします。

6 今後の予定

- (1) 7 月 23 日（木） 企画提案募集公示、企画提案指示書配布
- (2) 7 月 28 日（火） 質問受付期限 15 時締め切り
- (3) 7 月 30 日（木） 企画提案参加表明期限 15 時締め切り
- (4) 8 月 19 日（水） 企画提案書の提出期限 15 時締め切り
- (5) 8 月中旬（予定） 企画提案の審査、委託事業者決定

※企画書は下記提出先まで紙面（5 部）、並びにデータで提出すること。

担当：（公社）北海道観光機構 事業本部 観光インフラデザイン部 津田・加藤
電話：011-231-0941
Email： tsuda@visithkd.or.jp / k_kato@visithkd.or.jp

令和 8 年度データ連携を活用した観光情報の発信事業

企画提案指示書

1 事業目的

近年の観光市場においては、旅行先での過ごし方や観光消費行動の多様化が進展しており、来訪者の価値観や旅行ニーズは一層高度化・細分化している。

こうした市場環境の変化に対応するためには、当機構が運営する観光情報サイト「HOKKAIDO LOVE!」を通じた戦略的な情報発信の強化が重要である。一方で、当サイトは広告出稿に依存せず、流入の 8 割以上をオーガニック検索が占めていることから、近年主流となりつつある AI を介した検索結果への対応が不可欠となっている。

このため、コンテンツの拡充および継続的な更新を図るとともに、AI 時代に適応した検索結果の大規模言語モデル最適化に資する LLMO 対策を推進し、検索環境の変化に対応した情報発信基盤の強化を図る。

本事業は、これらの取組を通じて、広域連携 DMO としてのデジタルマーケティングを推進し、国内外からの観光誘客の促進を図ることを目的とする。

2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施。

3 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること

- (1) 単体企業又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること。
- (2) 単体企業又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること。
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
 - ・民間企業
 - ・特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5 委託事業費（上限） 5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結日～令和9年3月9日（火）

(1) 業務スケジュール

7月23日（木） 企画提案募集公示、企画提案指示書配布

7月28日（火） 質問受付期限 15時締め切り

7月30日（木） 企画提案参加表明期限 15時締め切り

8月19日（水） 企画提案書の提出期限 15時締め切り

8月中旬（予定）企画提案の審査、委託事業者決定※日程については変更となる場合がある為、その都度確認すること。

(2) 業務完了日 令和9年3月9日（火）までに全ての業務を完了すること。（報告書作成業務含む）

(3) 委託費の支払 業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。

7 業務委託内容（企画提案事項）及び見積依頼内容

(1) 対象ウェブサイト「HOKKAIDO LOVE!」日本語、英語、繁体字、簡体字、韓国語

(2) 実施方針

信頼性の高い情報の質を担保しつつ、AI最適化を推進する。あわせて、エンゲージメントの強化、画像素材の収集、多言語コンテンツの強化、サイト解析・効果測定および分析を実施する。

(3) 業務の概要

① AI最適化（AIフレンドリー化のためのリライト）

- ・ 信頼性の高い情報の質を担保（データクリーニング）
- ・ エンゲージメントの強化（旅行計画に資するコンテンツの拡充）
- ・ 画像素材の収集（画像の取得およびコンテンツの刷新）
- ・ 多言語のコンテンツ強化（英語・繁体字・簡体字・韓国語への展開）

② サイト解析レポート（日本語・多言語）

(4) 企画提案事項

「HOKKAIDO LOVE!」における情報発信（コンテンツ整理・拡充、データクリーニング等）お

よび記事掲載に係る情報収集、内容確認、画像収集、記事作成、翻訳は、委託事業者が実施するものとする。

制作にあたっては、アクセス解析や閲覧状況等を基に、観光機構と協議の上、記事更新等を実施することとし、観光機構が指定するコンテンツがある場合はこれを優先すること。

① AI最適化（日本語・多言語）

AIフレンドリーなデータクリーニングを実施し、信頼性の高い情報品質を担保すること。あわせて、プロンプト案、手法および対応件数を示すこと。

（ア）特集記事、モデルコースのデータクリーニングおよびイベント日程の更新

イベント更新については、業務開始後速やかにデータクリーニング（古くなり事実と異なる情報の修正等）を実施するとともに、年間を通じて継続的に対応できる体制を確保すること。

また、クリーニングにあたっては、必ずイベント主催者や施設管理者等に確認を行った情報を掲載すること。

（イ）エンゲージメントの強化

旅行計画に資するコンテンツ強化のため、特集記事およびモデルコースを新規追加すること。

（ウ）画像素材の収集および更新

既存の観光データベースおよび記事掲載用の画像を収集し、コンテンツを刷新すること。掲載画像にはキャプションを付与し、AI検索への対応を図ること。

（エ）多言語のコンテンツ強化

翻訳方法は問わないが、意味内容に齟齬が生じないよう、ネイティブチェック等を含めた品質確保の方法を明示すること。

なお多言語サイトへの掲載にあたっては、すべてを一律に反映する必要はなく、その必要性を精査すること（例：簡体字版におけるセルフドライブ記事の要否等）。

（オ）その他

事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば記載すること

② サイト解析レポート（日本語・多言語）

（ア）デジタルプロモーションに関する知識・実績が豊富で、上級以上のウェブ解析士の資格を有する正社員が本事業の発信内容を管理し、各業務の実施前後におけるログデータをモニタリングすること。

これにより、市場の嗜好・動向を分析し、情報発信および改善点について月次報告書を作成すること。あわせて、実施体制およびスケジュールを明記すること。

（イ）ユーザーニーズ、LLM対策およびサイト内回遊性向上の観点から、コンテンツ作成・追加等の提案がある場合は、その理由とともに示すこと。

（5） K P I

事業効果や広告換算等を踏まえ、本事業の有効性を測定する指標（アウトプットおよびアウトカム）を設定し、それぞれの目標値を提示すること。

【アウトプット】

① AI最適化の実施件数（日本語・多言語）

- ・ データクリーニング実施件数
- ・ 特集記事、モデルコースの追加件数
- ・ 画像素材の収集枚数

- ② 月次解析レポートの報告回数
- ③ その他、独自施策を含む施策の実施内容と回数

【アウトカム】

- ① AI最適化の指標の設定と分析
新たな指標（例：AI言及率、エンゲージメント・セッション率、マイクロ・コンバージョン、現地訪問のデジタル足跡）を設定し、それによって事業効果を測定し、分析すること
- ② 昨年度実績に基づき、UUおよびPVの目標値を設定すること。

R7年度実績

サイト全体 5,068,347UU 11,332,118PV

(内訳) 日本語 3,748,413UU 7,926,791PV

多言語合計 1,319,934UU 3,405,327PV

- (6) 事業完了報告書の作成（事業実施内容の効果測定含む）

デジタルプロモーションに関する知見を有する者が、事業の取組内容に応じた成果

(UU・PV数、広告効果、メディア露出、広告費換算等)を具体的な数値で整理・検証すること。また、成果、課題および提言を分析し、事業完了報告書に取りまとめること。

なお、報告書には現物協賛額の積算表を含めること。

- (7) 委託事業者への協力依頼

地域関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を可能な限り得ることにより、**委託事業費と同程度の現物協賛の確保に努め、その内容を報告書に記載すること。**

- (8) 成果品及び提出物

- ① コンテンツ、画像：当機構サーバーへ格納
- ② 完了報告書（年次解析レポート含む）：紙媒体（A4版・横、5部）および電子媒体1部

- (9) 北海道観光インフラデジタルプラットフォームへの格納

- ① 調査結果は、北海道庁の令和8年度観光情報基盤構築事業委託業務にて構築をされるインフラデジタルプラットフォームで再構築される公式観光サイトと同様に公開すること。

※「観光情報基盤構築事業委託業務」に係る公募型プロポーザルの実施について

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/251402.html>

- ② 再構築される公式観光サイトについては、掲載する種々の調査結果などが人間にもAIにもわかりやすいサイトとすることや、本サイトにAI機能を設け利用者が必要なデータを抽出しやすくするように再構築されるため、納品形式・運用管理については、事業開始後に観光機構と確認を行うこと。

8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 提出期限：令和8年7月30日（木）15時（必着）
- (2) 提出先：（公社）北海道観光機構 事業本部 観光インフラデザイン部 津田・加藤
Email: tsuda@visithkd.or.jp / k_kato@visithkd.or.jp
- (3) 提出方法：別紙参加表明書に記載の上、メールで行うこと

9 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残り3部については無記名にて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

各ツール・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

10 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式はA4版、両面印刷で30ページ以内とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 4部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの3部）
- (2) 提出場所 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
（公社）北海道観光機構 事業本部 観光インフラデザイン部 津田・加藤
Email: tsuda@visithkd.or.jp / k_kato@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和8年8月19日（水） 15時 ※時間厳守
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。
FAXやメールでの提出は不可。

12 企画提案に関する審査

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 審査対象者が4者以上の場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は棄権とみなす。

- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは3名までとする。

1.3 企画提案の選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光の実情に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ① 指示内容が十分理解されているか。
- ② 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ③ AI最適化手法、コンテンツ戦略の具体性、AIフレンドリー対応、LLMO知見、データクリーニング手法が適切な提案となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

※ 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり北海道庁旧本庁舎(以下、「赤れんが庁舎」という)の運営・管理業務を受託していることから当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

【例】PRツールの製作において、赤れんが庁舎への誘客をPRデザイン及びツールなど

1.4 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

1.5 再委託について

再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。

- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

1 6 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

参 加 表 明 書

期限 令和8年7月30日（木） 15時

宛先 公益社団法人北海道観光機構

事業本部 観光インフラデザイン部 津田・加藤

Mail tsuda@visithkd.or.jp / k_kato@visithkd.or.jp

「令和8年度データ連携を活用した観光情報の発信事業」
委託業務に係る企画提案の参加表明をします。

会 社 名	
担当社名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	FAX
	Email

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度データ連携を活用した観光情報の発信事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度データ連携を活用した観光情報の発信事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

別紙

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
会 長 唐 神 昌 子 様

〔申請者〕
住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の実地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ること可能です。